

## 奈良国立博物館キャンパスメンバーズ規則

平成30年11月1日  
館長裁定

### (趣旨)

第1条 奈良国立博物館（以下「当館」という。）は、大学等の教育機関（以下「大学等」という。）との連携を図り、当館の有効な活用を促し、大学等の学生や教職員等が文化財を核として文化や歴史について学ぶ機会を提供するため、奈良国立博物館キャンパスメンバーズ制度（以下「制度」という。）を設ける。

### (会員)

第2条 制度の会員となることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大学
- 二 短期大学
- 三 高等専門学校
- 四 専修学校
- 五 高等学校
- 六 各種学校
- 七 前各号に掲げるものを設置する法人
- 八 前各号に掲げるものに設置される学部、学科、研究科及び専攻科等
- 九 その他館長が適当と認める者

### (入会手続)

第3条 制度への入会を申し込みとする大学等は、所定の申込書を当館に提出し、第5条に定める会費を、当館が指定する期日までに、指定の口座へ払い込むものとする。ただし、第2項に定める場合を除く。

2 当館の制度及び京都国立博物館キャンパスメンバーズ制度の両方への入会（以下「2館利用」という。）を申し込みとする大学等は、2館利用を希望する旨を記した所定の申込書を、当館または京都国立博物館に提出し、第5条に定める会費を、当館または京都国立博物館が指定する期日までに、指定の口座へ払い込むものとする。

### (有効期間)

第4条 入会日は、申込書により手続きを行い、当館が会費の払い込みの確認を終えた日の翌月1日からとし、有効期間は、入会日から入会日の属する年度の3月31日までとする。

2 継続して会員となる場合の有効期間は、前有効期間の翌年度4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

#### (会費)

第5条 会費は別表1のとおりとする。

- 2 館長は、指定した期日までに会費の払い込みがない場合は、入会を取り消すことができるものとする。
- 3 既納の会費は原則として返戻しない。
- 4 2館利用にかかる会費は、当館と京都国立博物館の間で別表2のとおり配分する。

#### (特典)

第6条 会員には、次の各号の特典を付与するものとする。

- 一 会員が、会員に在籍する者として定義した学生及び教職員（以下「会員の学生及び教職員」という。）の平常展の観覧料の免除
  - 二 会員の学生及び教職員の特別展、共催展及び当館が主催するイベント等の料金の割引。なお、詳細は別に定める募集要項のとおりとする。
  - 三 当館が発行する研究誌及び展覧会図録等の無償提供。なお、詳細は別に定める募集要項のとおりとする。
  - 四 奈良国立博物館施設使用規則第7条第6項第三号ウに定める施設使用料の免除
  - 五 その他
- 2 会員の学生及び教職員が前項第一号及び第二号の特典を受けようとするときは、予め会員が当館に見本を提出した各々の身分を証明するものを提示するものとする。

#### (退会)

第7条 会員が退会しようとする場合は、当館に退会届を提出するものとし、当館が受理した時点で退会したものとする。

- 2 館長は会員に不適当と認められる行為があった場合は、退会させ、再入会させないことができるものとする。
- 3 退会した場合の会費は原則として返戻しない。

#### (会費の使途)

第8条 当館に納付された会費の使途は、次のとおりとする。

- 一 文化財の購入・修理
- 二 平常展及び特別展等の充実
- 三 教育普及事業の充実
- 四 調査研究の充実
- 五 施設整備等の充実
- 六 その他、博物館の運営に関すること

(庶務)

第9条 この規則に定める制度に関する庶務は、総務課企画推進係が行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日から当分の間、第5条第1項にかかる会費は次の表を適用する。

学生数	年会費		月割額	
	当館のみ	2館利用	当館のみ	2館利用
A 1千5百人未満	103,000円	141,000円	8,600円	11,800円
B 1千5百人以上3千人未満	206,000円	284,000円	17,200円	23,700円
C 3千人以上5千人未満	309,000円	396,000円	25,800円	33,000円
D 5千人以上1万人未満	514,000円	660,000円	42,900円	55,000円
E 1万人以上	823,000円	981,000円	68,600円	81,800円

(税込)

- 3 この規則の施行日から当分の間、第5条第4項にかかる2館利用にかかる会費の配分は次の表を適用する。

年会費

学生数	2館利用年会費	奈良国立博物館 配分	京都国立博物館 配分
A 1千5百人未満	141,000円	77,000円	64,000円
B 1千5百人以上3千人未満	284,000円	155,000円	129,000円
C 3千人以上5千人未満	396,000円	216,000円	180,000円
D 5千人以上1万人未満	660,000円	360,000円	300,000円
E 1万人以上	981,000円	535,000円	446,000円

(税込)

## 月割会費

学生数	2館利用年会費	奈良国立博物館 配分	京都国立博物館 配分
A 1 千5 百人未満	11,800 円	6,400 円	5,400 円
B 1 千5 百人以上3 千人未満	23,700 円	12,900 円	10,800 円
C 3 千人以上5 千人未満	33,000 円	18,000 円	15,000 円
D 5 千人以上1 万人未満	55,000 円	30,000 円	25,000 円
E 1 万人以上	81,800 円	44,600 円	37,200 円

(税込)

## 附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

別表1（第5条第1項関係） 会費

学生数	年会費		月割額	
	当館のみ	2館利用	当館のみ	2館利用
A 1 千5百人未満	103,000 円	154,000 円	8,600 円	12,900 円
B 1 千5百人以上3千人未満	206,000 円	310,000 円	17,200 円	25,900 円
C 3 千人以上5千人未満	309,000 円	432,000 円	25,800 円	36,000 円
D 5 千人以上1万人未満	514,000 円	720,000 円	42,900 円	60,000 円
E 1 万人以上	823,000 円	1,070,000 円	68,600 円	89,200 円

(税込)

## 備考

- (1) 学生数は、学校基本調査（文部科学省指定統計）に基づく在学者数及び学校基本調査で報告する在学者数に計上されない学生のうち、大学等が学生と定義する学生の数から算出する。
- (2) 年度途中から入会した場合は、入会月から入会月の属する年度末までの月数に月割額を乗じた金額を会費とする。

別表2（第5条第4項関係） 2館利用配分

## 年会費

学生数	2館利用年会費	奈良国立博物館 配分	京都国立博物館 配分
A 1 千5百人未満	154,000 円	77,000 円	77,000 円
B 1 千5百人以上3千人未満	310,000 円	155,000 円	155,000 円
C 3 千人以上5千人未満	432,000 円	216,000 円	216,000 円
D 5 千人以上1万人未満	720,000 円	360,000 円	360,000 円
E 1 万人以上	1,070,000 円	535,000 円	535,000 円

(税込)

## 月割会費

学生数	2館利用年会費	奈良国立博物館 配分	京都国立博物館 配分
A 1 千5百人未満	12,900 円	6,450 円	6,450 円
B 1 千5百人以上3千人未満	25,900 円	12,950 円	12,950 円
C 3 千人以上5千人未満	36,000 円	18,000 円	18,000 円

D 5 千人以上1万人未満	60,000 円	30,000 円	30,000 円
E 1 万人以上	89,200 円	44,600 円	44,600 円

(税込)